

様式地 5 の 2 ストレスチェック実施状況報告書

当社のストレスチェック実施者、採用した調査票及び高ストレス者の選定方法は以下のとおりです。

1 ストレスチェック実施者（注意：人事権のある方は実施者とはなりません）

☐：①医師

☐：②保健師

☐：③検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士若しくは公認心理士（※）

※ 施行日前日（平成 27 年 11 月 30 日）において、3 年以上労働者の健康管理等の業務に従事した経験を有する看護師又は精神保健福祉士は、厚生労働大臣が定める研修を受けなくても実施者となります（附則）。なお、厚生労働省令第 108 号（平成 30 年 8 月 9 日公布、同日施行）により、ストレスチェック実施者に、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師及び公認心理師が追加されました。

2 ストレスチェック調査票

☐：① 職業性ストレス簡易調査票（5 7 項目）

☐：② 職業性ストレス簡易調査票（簡略版）（2 3 項目）

☐：③ その他

その他にチェックされた場合には、下記事項のうち該当するものにチェックをしてください。

☐：Ⅰ 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目を含んでいる

☐：Ⅱ 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目を含んでいる

☐：Ⅲ 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目を含んでいる

※ 高ストレス者に対する面接指導の利用を希望する事業者は上記の①②③いずれかにチェックをお願いいたします。

3 高ストレス者の選定方法

高ストレス者の選定方法について、該当するものにチェックをしてください。

☐：① 調査票のうち、「心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が高い者

☐：② 調査票のうち「心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が一定以上の者であって、かつ、「職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目」及び「職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目」の評価点数の合計が著しく高い者

※ 高ストレス者に対する面接指導の利用を希望する事業者は上記の①②いずれにもチェックをお願いいたします。

作成者

氏名 事業場名 連絡先	
-------------------	--